

知多市監査委員公告第8号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき知多市監査基準に準拠して監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年10月8日

知多市監査委員 渥 美 秀 登
同 渡 邊 眞 弓

記

1 監査の種類及び実施日

財政援助団体等に対する監査

令和3年10月7日

2 監査の期間及び対象

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

令和2年度知多市勤労文化会館指定管理に係る事業

3 監査の着眼点（評価項目）

財政的援助団体等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に執行されているか、また、施設の管理運営が、条例、基本協定書等に基づき適正に執行処理されているか。

4 実施内容

監査対象の団体及び所管課から必要な資料の提出を求め関係書類を審査し、説明を聴取した。

5 監査の結果

事業報告及び関係書類を監査した結果、施設の管理運営は、条例、基本協定書等に基づき、おおむね適正に執行処理されていることを確認した。

6 監査意見

所管課である生涯学習課においては、指定管理者との緊密な連絡体制を維持するとともに、計画的かつ適切な指導・監督を実施し、指定管理施設の効率的な管理運営に努められたい。